

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市学校規模等適正化審議会
開 催 日 時	平成26年9月8日（月） 14時00分から 15時50分まで
開 催 場 所	市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者	上山芳明委員、大畑尚美委員、岡澤潤次委員（会長）、 神田裕史委員、小原寿三委員（副会長）、酒井恵子委員、 島善信委員（副会長）、田窪美葉委員、津浦啓子委員、林文子委員、 水嶋忠雄委員、光山奈美子委員、宮原保子委員、森崎武史委員
欠 席 者	なし
案 件 名	議事案件 （1）学校規模における課題について （2）その他
提出された資料等の 名 称	①参考資料集 （追加1）
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会の会議録の内容及び、委員の指名を枚方市ホームページに掲示することを承認した。 ・小規模校解消の必要性について、共通認識を図った。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	教育委員会事務局 管理部 学校規模調整課

審 議 内 容

<議事進行概要>

- 事務局から委員14名全員が出席しているため、審議会が成立しているとの報告を受けた。
- 事務局から提出のあった第1回会議録を承認し、枚方市ホームページで公開すること及び委員の氏名を同ホームページに公開することについて承認した。

<議事内容>

会 長 皆さまこんにちは。第2回目の審議会を開催します。

まず、第1回審議会において市立中学校通学区域制度の弾力的運用や、前回第三次審議会において議論された小規模校のメリット・デメリット、また、通学距離などについて、改めて説明してもらいたいと委員から意見をいただいていた。

本日は、事務局から説明を受け、その後案件(1)「学校規模における課題」につきまして、審議をいただきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、「中学校通学区域制度の弾力的運用」についてご説明します。

参考資料集(追加1)の参考資料10-1をご覧ください。本市では、学校教育法施行令第8条に係る文部科学省通知の主旨を踏まえ、中学校に入学予定の新1年生を対象に、地理的な理由、身体的な理由、特色ある部活動への参加など、生徒の具体的な事情や理由により、保護者が、教育委員会の指定した中学校以外の中学校へ指定校変更の申し出ができる、「中学校通学区域制度の弾力的運用」を実施しています。本制度は平成16年度の中学校入学者から実施しており、平成26年度で11年目となります。

参考資料10-2は、過去5年間の「年度別弾力的運用による指定校変更者数の一覧表」を掲載しております。年度によって変動があることがご確認いただけるかと思えます。次の資料10-3は、今年度、全小学校6年生の保護者の方にお配りする予定のお知らせ文書です。参考にしていただければと思います。

なお、この「中学校通学区域制度の弾力的運用」につきましては、年度により利用者割合が変動すること、また制度や運用条件の見直しなどもございますので、今回の審議の参考とする将来の児童生徒数の見込みには、考慮しないこととして、お取り扱いいただければと思います。

会 長 事務局から「中学校通学区域制度の弾力的運用」について説明がありました。

また、この制度を本審議会において適正な学校配置を検討する上で、考慮しないこととする考えも述べられました。

このことについて、意見やご質問はありませんでしょうか。

委 員 参考資料10-2で、学校名がA,B,C・・・になっている。第三次の審議会では具体的な校名が入った資料を提出してもらった。今後の審議で、弾力的運用を考慮する必要があると思うので、学校名は入れたほうがいいと思う。

事務局 学校名については、事務局で検討します。

委員 前回の会議録に「指定校変更制度により、通学区域の変更後6年間は、申し出により変更前の指定校に通学できることとしています。」とありますが、そのことと、今説明があった弾力的運用との整合性について質問します。

事務局 「指定校変更制度」と「中学校通学区域制度の弾力的運用」は別の制度です。
先ほど説明させていただいたのは弾力的運用制度で、その他に「指定校変更制度」があります。例えば市内転居を予定している場合、現在の居住地の指定校でなく転居先の指定校にあらかじめ通学したいなど定められた基準により指定校が変更できる制度として、変更理由の中に、学校規模等の適正化により通学区域を変更した場合、変更後6年間は元の指定校に変更できるというものがあります。

委員 審議にあたっては、「指定校変更制度」は考慮し、弾力的運用は考慮しないとの理解でいいのでしょうか。

事務局 弾力的運用も指定校変更制度も、年によって利用数などが変わります。この審議会では、どちらの制度も考慮せず、子どもたちの居住地による指定校にそのまま進学することを前提として、ご審議いただければと思います。

委員 どちらの制度も考慮しなくていいというのは理解できますが、N中学校の平成24年度をみると入学者が56人、弾力的運用で他校に出たのが85人となっています。これは、この年度に校区変更が行われたのでしょうか。

事務局 校区変更はありませんでした。この年度は、N中学校に近い第三中学校が校舎を改築したこともあり、クラブ活動や友人関係などの理由で、多くの児童が第三中学校に進学を希望したのではないかと推測します。年を経るごとに、N中学校の弾力的運用の利用者数は減少しています。

委員 「指定校変更制度」で、どれくらいの動きがあるのですか。

事務局 学校規模等の適正化により、6年間指定校を変更できる制度になったのが平成25年度からですが、25年、26年の新入学生で各年度80人程度の利用があります。

委員 参考資料10-2の弾力的運用利用者数に加えてということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 指定校制度は堅持したうえで、各家庭個々の事情により通学区域制度の弾力的運用を利用でき、これは学校選択性とは異なるものであるということは理解できます。しかし、出て行く人数が多い年が継続している中学校があります。このことについて、事務局はどう考えているのでしょうか。

事務局 弾力的運用制度は、開始から11年目になります。当初の利用者は150人程度でしたが、年毎に増加し、平成24年度には400人超と全体の1割を超える利用がありました。これは、弾力的運用を利用できる理由以外に、風評などにより保護者が弾力的運用を利用しているのではないかという懸念もありましたので、平成24年度から教育委員会内でプロジェクト会議を立ち上げ、運用や実態を確認しながら、見直しも含めて検討を進めています。今後も、受け入れ内容も含めまして、制度が変わっていくことも視野に入れており、そのような問題も含めて検討課題であると認識しています。

委員 弾力的運用制度の趣旨は、多様な家庭のニーズに応えることで、通学距離など先ほどの説明にあった理由であるなら、各学校で平準化されることが予測されます。しかし、一部の学校に偏りが出ています。その他の学校では、出入りを見ると、この制度が有効に機能していることがわかります。また、利用者数が増加傾向にある中で、過去2年度はほぼ半減しています。これは、制度の見直し等を含めた検討をしているという先ほどの事務局の説明で理解しました。そのように、弾力的運用制度が、本来の目的どおり機能しているのなら、この審議会における通学区域の課題を検討する際に、考慮しないということはわかります。しかし、一部に見られる偏りが、本来の通学区域制度を崩すものならば、考慮する必要があるのではないかと問い質問させていただきました。

事務局 小中連携を強化するためには、基本は指定校であると考えています。一方で、距離や部活動などの個別のニーズにも応える必要があるとも考えています。しかし、一部の学校に出る人数が多いなどの偏りがあることも事実であり、そのためプロジェクト会議を開催し、制度について検討しているところです。

会長 委員から明確な分析をいただきました。ただ今の質問やご意見を基にしまして、弾力的運用制度は、適正な運用をされているという前提に立ち、本審議会で適正な学校配置の検討を行うにあたり、考慮しないこととします。

それでは、次の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、「通学距離や通学上の安全確保」に関するご意見につきまして、説明します。参考資料11をご覧ください。これは、市立の小・中学校を地域ブロック別に分け、通学距離が片道1.5km以上ある学校を一覧表にしたものです。ご覧いただけますとおり、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において定められている基準である、小学校おおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内を超える通学区域は、本市にはありません。

また、参考資料12をご覧ください。通学距離に関する研究報告などがありましたので、参考資料として添付しました。これらの調査研究等によりますと、小学校5年生では、片道4kmまでの徒歩通学の児童については、健康・ストレスにおいて顕著な問題が見られないことや、通学時間の長い児童が、より健康的なライフスタイルであることが述べられています。

次に、通学上の安全確保の状況について説明します。参考資料13をご覧ください。本市教育委員会が配置しています、交通専従員、交通指導員の配置人数・箇所数です。ご覧の16校につきましては、踏み切りや交通量の多い道路を横切ることになる通学路でして、児童の安全確保のため、教育委員会において交通専従員等を配置しているものです。

第1回の審議会においては、行政による安全確保策以外に、今日的な課題としまして、地域による安全確保の取り組みについてのご質問をいただきました。資料として提出できませんでしたが、本市では全小学校区におきまして、PTAや地域の方々が、登下校児童の安全を見守る活動を実施していただいています。

- 会 長 通学距離について事務局から説明がありました。この件について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
- 委 員 6月の議会報によると、不登校の人数が、大阪府平均より枚方市が高いという結果がありました。中1ギャップなどの問題もあるかと思いますが、「一小一中」に改善したことで通学距離が延びたことが不登校の原因となっているのではないかと危惧します。教育委員会ではそのような理由があるか把握していますか。
- 事務局 不登校に関しましては様々な理由があり、特に「一小一中」への改善が原因であるとは把握していません。
- 委 員 枚方市の不登校は3.71%、府下平均は2.95%で大きく上回っています。「一小一中」への改善により、通学距離が長くなったことが主たる原因ではないということですか。
- 事務局 「一小一中」に接続関係に改善した中学校については、不登校を前提としたものではありませんが、6年間従前の指定校に進学できるよう指定校変更制度を改正しました。このことにより、「一小一中」への改善が不登校を増加させたものとは考えておりません。
- 委 員 この件に関しては、大阪府内の不登校と平均通学距離に因果関係があれば参考になるのではないかと思います。そこまで調査するべきものなのかと考えます。
- 委 員 通学距離1.5km以上の学校を一覧にしてもらっていますが、「一小一中」の改善で中学校にあがる時に大きな影響はないと考えますが、小学生の場合1年生と6年生では大きな違いがあります。国では小学校は片道4km以内と示されていますが、今後の審議にあたり、これを上限とするのか、あるいは審議会として別に上限を設定して審議するのでしょうか。
- 事務局 本審議会では将来における適正な学校配置についてご審議いただくわけですが、学校統合の議論は避けられないと考えています。学校統合を行う際に、通学距離は重要な要素になると考えます。通学距離だけでなく様々な要素についてご審議いただくわけですが、その中で学校統合により通学距離が遠くなりすぎるのであれば、その学校を統合するのは厳しいのではないかと等しい議論をいただきたいと考えています。
- 委 員 通学距離に関して2点質問します。1点目は、通学時間の問題です。同じ距離であっても、学校の立地条件によって変わるのではないのでしょうか。例えば、山の上にある学校など、小学校低学年の児童には厳しいと考えます。そのため、通学時間がどれくらいかかるかを検討されているのかどうか教えてもらいたいこと。2点目は、杉中学校の生徒に対して、バス通学支援をしているとありますが、その内容と基準、距離や時間について教えていただきたいことです。
- 事務局 杉中学校で行っているバス通学支援につきましては、距離と通学上の安全の面から、概ね2km以上、具体的には尊延寺以東に居住する杉中学校の生徒の保護者に対する支援を行っています。
- 委 員 通学時間はどうなのでしょう。

事務局 距離と安全面を考慮し、支援しています。
もう1点の、時間を基準にした検討は行っていません。

委員 安全面の配慮にはどのようなものがあるのですか。

事務局 「一小一中」への接続関係への改善に伴い、クラブ活動後の夕方に暗い道を通ることになる地域に居住する生徒への安全確保のために、防犯灯のLED化を図った事例があります。

委員 自転車通学がなぜ認められないかという声も聞きます。今後も、自転車通学は認めない方向なのでしょうか。

事務局 道路交通法が昨年12月に改正されています。教育委員会でも、小学生・中学生に安全教育を行っているところですが、安全を第一に考え自転車通学は禁止しています。教育委員会の中で、安全対策検討委員会を組織しており、そこで自転車通学の是非について議論していますが、まだ結論は出ていません。自転車が被害者ではなく加害者になる場合もありますので、慎重に審議をしています。

会長 子どもたちが加害者になるということも含めて、教育委員会では、自転車通学について、より慎重に検討いただきたいと思います。
それでは次の事項について、事務局お願いします。

事務局 続きまして、今回の審議会の流れについて、例えば「全ての小規模校・大規模校が審議の対象となるのか。」などについて、事務局なりの考え方を示して欲しいとのご意見をいただきました。
事務局といたしましては、前回お配りいたしました参考資料集の14ページ参考資料7 平成26年5月1日現在の幼児数、児童・生徒数を基にした推計による平成32年度までの「小規模校、大規模校、過密校の一覧表」に掲げた学校につきましては、すべて課題校であると認識しており、特に小規模校については解消を図る必要があると考えています。
前回の審議会の際に、来年1月を目処に「中間報告」をいただきたいとお願いいたしました。この「中間報告」といたしましては、小規模校や大規模校の課題校の解消に向けた基本的な考え方を取りまとめていただき、その後、中間報告を踏まえたご審議を行っていただきまして、来年度に答申として具体的な課題解消を図る学校も含めてお示しいただければと考えています。
今後の審議会の流れといたしまして、事務局ではこのように考えています。
最後に、前回の審議会のご意見であと一点、小規模校のメリット・デメリットについて、ご意見をいただいていた。このことにつきましては、本日の案件に関連いたしますので、後ほど議案の中で、ご説明いたします。

会長 事務局より、今後の審議会の流れについての説明がありました。
第四次の審議会においては、まず課題校、特に小規模校について解消の必要性や、その手法について総論的に審議し、「中間報告」をまとめる。その後その「中間報告」で示した考え方に沿って、具体的な課題校について、解消策を審議し、「答申」するということではなかったかと思います。

このことについて、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

ないようですので、本日の議事案件を進めたいと思います。

議事案件1「学校規模における課題」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局から、参考資料集（追加1）により、課題校のメリット・デメリットについて説明を受けた。

会 長 事務局より、課題校のメリット・デメリットについて、説明がありました。

このことについて、質問やご意見はありませんでしょうか。

委 員 小規模校のデメリットに「教職員の数が少ないため、校務分掌等の負担が過重になりやすい。」とありますが、小規模校にいらっしゃる先生は、すべて教諭であり、その中で校務分掌を分けられているのか、また、非常勤の講師が多く、教諭が少ないということなのか教えてください。

事務局 非常勤の先生は、どの学校にも一定配置しています。また、教員の定数は学級数によって決まります。学級数が少なくなれば、定数も少なくなります。しかし、非常勤、常勤の先生の割合に関係することはありません。

委 員 メリット・デメリットについての校長の本音はどのようなお考えでしょうか。現状でいいと思っておられたのでしょうか。

事務局 小規模校のメリットについては、適正規模の学校でも実現することは可能であるものと思われます。しかし、デメリットにつきましても、適正規模にならなければ解消しないものが多くあります。校長先生は、一定の児童・生徒数で学級数も適正でなければ、デメリットが解消できないと考えておられるという印象を持ちました。

委 員 少人数の学校、小学校では11学級以下であれば、担任外は1名しか配置されません。少人数加配が配置され、とりあえず2名になります。あとは校長、教頭と事務職員であり、安全面で課題が生じます。例えば水泳指導などは、監督者が最低3名必要なため、単学級の学年では、例えば教頭が従事する、場合によっては校長もとなります。そのため、2学年共同でプール授業を行うなどの工夫が必要となってきます。私は、小学校長の出身ですが、小規模校の定数は厳しいものがあるということを補足します。

会 長 小規模校のメリット・デメリットの資料は、かなり明確に作成されていると思います。小規模校解消の必要性について、この場で共通認識を図ることとします。

それでは、事務局から次に課題校の将来予測などの説明をしていただきたいと思えます。

○事務局から参考資料集（追加1）により、課題校の将来予測について説明を受けた。

会 長 事務局より、課題校の将来予測について、説明がありました。

このことについて、質問やご意見はありませんでしょうか。

委 員 蹉跎小学校の「一小一中」について、現状受け入れられないからそのまま置い

ておくということなのでしょうか。

事務局 蹠跽小学校につきましては、第三次の審議会で「すべて第二中学校の通学区域とする」という提言をいただいておりますが、第二中学校に受け入れるだけの余裕がなく、校舎増築も不可能であるということがあります。現在、学校施設整備計画を策定していますので、優先事項としていきたいと考えています。

委員 「一小一中」の考え方ならその問題を先に考えるべきではないでしょうか。将来的に考えていますではなく、建て替えには何年もかかるのだから、そろそろこの問題に着手すべきではないでしょうか。

事務局 蹠跽中学校の将来予測においては、平成 30 年度からは蹠跽小学校の「一小一中」が完成していることを前提に作成しました。平成 30 年度までに可能であるかどうかは別として、蹠跽小学校の「一小一中」は、平成 55 年度までに改善されているとしたため、このように作成したものです。

蹠跽小学校の「一小一中」を推進するため、今年度中に策定する予定の学校施設整備計画の中で、第二中学校の改築を優先課題として、できるだけ早い時期に実現できるような計画を立てていきたいと考えています。

委員 「一小一中」への改善を積極的に行ってきた中で、蹠跽小学校だけが残っているのはどうかと思います。ぜひ早期に解消していただきたいと思います。

委員 蹠跽中学校の将来推計については、欄外に「蹠跽小学校が「一小一中」に改善された場合の学級数」と記載し、その学級数は（ ）内に記載するなどした方が、資料の訂正が少なくなると思います、誤解のないような形で工夫してください。

会長 今回の事務局の説明の中で、施設の改築等の説明がありました。この審議会の任期は 2 年ですが、その間に計画が策定されるのでしょうか。

委員 平成 26 年度中に、学校施設整備計画を策定する予定です。計画の概略ですが、学校施設は、これまで 40 年程度で建て替えされてきましたが、長寿命化改修を文部科学省が推奨されています。枚方市でもそれを基本として、整備計画を考えています。基本計画は、今後 40 年で、学校施設を長寿命化改修していこうというものです。また、短期的・中期的に今後 10 年間で整備する学校についての計画を立てようとしています。第二中学校の場合、できるだけ優先的に整備していきたいと考えていますので、計画について発表できる段階で、この審議会においてお伝えさせていただきます。

委員 どこまで審議するのかわからないので質問します。具体的な学校名をあげて恐縮ですが、例えば渚西中学校の小規模校を解消するために、第一中学校区である高陵小学校区を渚西中学校区に変更するなどについて検討するのでしょうか。

事務局 小規模校の解消については、通学区域の変更又は学校統合を行うと、第三次の審議会でも議論いただきました。今、委員がおっしゃったのは、通学区域の変更による方策ですが、そのような方策や学校統合も含めましてご検討いただければと考えています。

委員 現実的な問題がわからないところがあり、通学区域のラインを変えるだけでは

すまないところがあると思います。審議会は、案を作成し、事務局からその案ではこのような問題が生じますと意見をもらい、再度検討するという流れになるのでしょうか。

事務局 具体的な学校の検討をいただく際には、複数の方策を事務局から提案しますので、それぞれの課題について検討いただきたいと思います。また資料が必要になりましたら、事務局で準備させていただきながら、審議をまとめていただきたいと思いますと考えています。

委員 次回の審議会では、例えば課題校である高陵小学校を取り上げ、このような方策を採ればこのような課題が生じるなどの資料を提出してもらえるのですか。

事務局 先ほど、学校施設整備計画検討委員会について説明しましたが、そちらの審議の中で、学校の将来的な配置がどうなるのかが大きな要素になっています。そのため、この審議会では「中間報告」をいただきたいと思います。その内容につきましては、個々具体的な学校名ではなく、どのような小規模校を解消していくのか、その基準は何かなどを総論的にご審議いただき、指針的なものを今年度にまとめていただき、ただ今、委員からいただきました個々の課題校の課題につきましては、来年度にご審議いただければと考えています。

委員 将来推計によりますと、枚方市では、将来、少子化によって小学校で小規模校が多数生まれる状況がみてとれます。小規模校の改善方策は、十分議論する必要があると感じました。それを議論するためには、小規模校をなぜ解消しなければならないかということについて、一番大切なところは何かを抑えておく必要があると考えます。

私は、子どものことを最優先に考える必要があると思います。

文部科学省では生きる力、国際的にはキー・コンピテンシーが重要であると言われていています。知的能力を身につけさせることに加え、異質な集団の中で自己を発揮できる能力をつけさせること、また自己形成力、自分自身で困難に向かって乗り越えていく力を養うことが求められていると考えます。勉強ができるだけでは21世紀型市民の資質としては不十分であり、多様な人と交わってそこから色々なことを学び、その中で自分の持ち味を発揮できる力を身につけることが大切であるといわれている現状にあって、6年間同じ集団の中でクラス替えもできない少ない人数で、固定化された人間関係の中で生活することは不十分な教育環境であると言わざるを得ません。それを改善するのは教育行政の役割ですので、一番にそのことを考えなければならない。子どもを第一義に、どのような子どもたちを育てるのかを考えなければならないと思います。

会長 根幹の意見をいただきました。子どもを第一義に考え、議論を進めていただきたいと思います。将来推計における数字上の問題だけでなく、本当に大事なものは何かということをご共通理解したいと思います。

委員 第三次答申で、小規模校・大規模校があげられていますが、これを大きな柱として、今回も審議を行うのでしょうか。

事務局 第三次の審議会でも小規模校・大規模校の課題はありました。また、「一小一中」に7校改善できていないことも審議いただきましたが「一小一中」はほぼ完了しつつあります。そうした中、本年1月に「枚方市人口推計調査報告書」が出され、枚方市において小規模校が増加するという課題が生じたので、第三次答申の内容を踏まえながら、将来的に子どもの視点にたってどうしていくのかがいいのかを審議会の大きな方針としまして、来年度中には「答申」をまとめていただきたいと考えています。

委員 教職員が少ないことは、子どもの教育の質に還る課題でもあると思います。先ほどのプール指導の事例は、非常にわかりやすい事例でした。教頭、校長がプール指導に従事することで、不審者の侵入など子どもたちの安全確保などに課題が生じるということなど、教職員の数が少ないデメリットを万人が納得できるような具体的な事例を蓄積していくべきだと考えます。

会長 具体的な事例についても審議していくべきだということではないかと思えます。事務局でも、その点をよろしく願います。

具体的なことについても議論が進んでいますが、このあたりで、事務局に方向性について再確認したいと思えます。

事務局 前回第三次審議会の答申を受け、平成24年2月に策定いたしました適正化基本方針改定版におきまして、学校規模の適正化についての基本的な方策といたしまして、「小規模校は学校統合や通学区域の変更を行う」としております。

第1回の会議におきましても、委員から中部地域については、通学区域を変更するだけでは解消できないのではないかとのご指摘をいただきました。参考資料15-1の中部ブロックをみていただきますと、数字だけの議論ではありますが、ブロックの中で校区変更を行っても、全ての学校を適正規模にすることはほぼ困難なことが分かり、委員のご意見の裏付けになるものです。このことから、課題解消策としては学校統合を中心に審議をしていただくのが、いいのではないかと考えています。

会長 小規模校の解消にあたっては学校統合を中心に審議していくのが、いいのではないかと意見でした。このことについて、ご意見などはありませんでしょうか。

委員 平成55年度までの推計を出してもらっていますが、この数字の信憑性はどの程度のものなのでしょう。例えば、中部ブロックに大規模集合住宅が多く建設され、小規模化が解消されるということは考えられないのでしょうか。この推計は何を根拠に作成されたものですか。

事務局 この推計は、今年1月に出された「枚方市人口推計調査報告書」に基づき作成しています。今委員がおっしゃった個別の宅地開発等は見込んでおりません。そのため、この数字のまま推移するのではなく、学校ごとに上下の変動が生じることは考えられます。しかし、大きな傾向としまして、少子化があります。その中で、信用がおけるものとして、この人口推計調査を用いています。人口減少を食い止めることは、国においても大きな課題となっています。枚方市でも、人口減

少を食い止めることが課題ですので、推計のとおり人口が減少するのは決まっています。しかし、出生率や人口減少率などから、今回お示しした数字になっているものです。

委員 30年後の将来推計も出るのですか。

事務局 個別の状況にしましたら、住宅開発等によって、その校区の児童生徒数が増加することもあります。そのため、個別の学校について検討していただく際には、将来推計の数字にこだわりすぎるのは、委員がご指摘のとおり問題があると思います。しかし、将来的な本市の人口を考えながら、現在何ができるのかを審議していただきたいと考えています。

会長 この場での議論については、やはり推計を基本としなければならないのではないかと思います。

委員 最終的には子どものためにとということが大前提となると思いますが、経済的な面は加味しなくてもいいのでしょうか。例えば、学校が減少すれば教職員が少なくなる、運営経費の削減になるといったことは、考えなくてもいいのでしょうか。

事務局 人口減少に伴う税収減少が、日本全体としての大きな問題であり、枚方市においても同様の傾向となることを見込まれます。その中で、今のままの学校運営を行っていくのかという経済的な観点についても、将来的な学校配置を検討いただく際に必要になるのではないかと思います。今後、経済的な観点からの検討資料についても事務局で準備いたします。

会長 子どもを第一義に考えることを主とするが、そのようなコストパフォーマンスについても避けられないということであろうかと思います。

事務局 一校あたりの運営経費や、人件費について資料としてお示しします。人件費は、国費分、府費分、市費分と複雑になっておりますが、そのあたりもお示しできる資料を作成します。

委員 もし検討できるなら考慮いただきたいのですが、不動産を購入する際、小中学校までの距離が購入動機になります。中部地区で学校統合が進みすぎた場合、近くに学校がないということは、逆に人口が少なくなる要因にもなるのではないのでしょうか。そのような視点も必要だと考えます。

委員 通学区域を変更することでの小規模校解消は困難であり、学校統合が必要であるという事務局の考えは理解します。2校を1校に統合する、あるいは3校を1校に統合するなど全国的に見られる方法です。しかし、いずれにしても新しい学校をつくるというものでなければ、元気のある学校にはなりません、例えば、吸収合併のような手法であれば、吸収される方に複雑な思いがあり、前向きな議論にならないことが多くあります。とすれば、学校統合の考え方について研究していただきたい。新しい1つの学校を生み出すということになるわけですから、そこには限られた予算の中で、新しいものを盛り込む、又はそれぞれの学校のいい面を取り入れる。その際には、現場の意見や夢を盛り込む努力をしていただきたい。校長だけでなく教職員、さらには子どもたちや地域、保護者に対して、新

しい良い学校づくりにアイデアを出してくださいと投げかける。実際、これを行おうとすると大変なのですが、地域の学校づくりのために、そのようにすれば前向きな意見が出ると思います。

会 長 学校統合について、ポジティブに考え、皆が夢を持てるようにするために、子どもたち、教職員、保護者、地域の意見を取り入れるような方法を、事務局に検討していただきたいと思います。

審議会の流れとしましては、統合を基本に据えたものとなっていると思います。皆が元気になるような学校とすることを踏まえて、学校統合を考えることを共通認識としたいと思います。

事務局 それでは、議事案件（２）「その他」についてですが、事務局、何かありますか。次回の審議スケジュールについて、確認させていただきます。次回、第３回審議会では、本日いただいたご意見を踏まえまして、学校統合の対象となる学校の要件と統合における留意事項などについてご審議いただければと考えています。

なお、議事案件につきましては、資料作成途上におきまして、変更等もありますこと、ご了承いただきますようお願いいたします。日程につきましては、10月中の開催を考えております。日程が調整できましたら、ご案内をさせていただきます。

会 長 委員から指摘のあった A, B, C 校の表現について、検討してください。

次回につきましては、先ほど事務局から説明がありました内容で審議をしたいと思います。事務局の方は、それに係る資料作成など進めていただきますようお願いいたします。日程につきましては、事務局からご案内がありますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいとは存じますが、次回、第３回審議会にもお集まりいただきますよう、よろしく願いをいたします。

これもちまして、第２回枚方市学校規模等適正化審議会を終わります。